

衣浦東部広域連合物品業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、衣浦東部広域連合物品購入等の事務取扱基準（平成15年4月1日施行）第5条に定める入札者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 指名競争入札に参加させる指名業者数の発注基準を別表のとおり定めるものとする。

(物品業者の選定)

第3条 物品購入等業者を選定しようとするときは、衣浦東部広域連合物品購入等業者名簿（以下「業者名簿」という。）の中から選定するものとする。

2 物品購入等業者の選定は、次に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 業者名簿に登載された以降における不誠実な行為の有無
- (2) 業者名簿に登載された以降における経営状況
- (3) 資本金、従業員数及び事業実績

(選定の特例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 特定の物品購入等をする必要があるとき。
- (2) 取扱い業者の数が別表の発注基準に定める指名業者数に満たないとき。
- (3) 特別の理由により、やむを得ないと広域連合長が認めたとき。

(指名選定除外)

第5条 業者名簿に登載された業者で、衣浦東部広域連合入札参加資格等停止基準（平成19年4月1日施行）第3条及び第8条の規定に該当する者は、入札参加者から除外するものとする。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、衣浦東部広域連合入札審査会において定める。

附 則

この基準は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

発注基準

契約予定価格	指名業者数
80万円超え300万円以下	4人以上
300万円超え500万円以下	5人以上
500万円超え	6人以上